

東京都地域医療対策協議会部会設置要領

資料 2 - 2

令和元年 6 月 26 日付 31 福保医人第 833 号
一部改正 令和 5 年 7 月 1 日付 5 福保医人第 943 号

(設置する部会及び検討事項)

第 1 「東京都地域医療対策協議会設置要綱」(以下「要綱」という。)第 7 に基づき、次のとおり部会を設置し、各項に掲げる事項について検討するものとする。

(1) 医師部会

医師確保対策、東京都地域医療支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項

(2) 看護人材部会

看護人材対策に関する事項

(3) 勤務環境改善部会

医療従事者の勤務環境改善対策、東京都医療勤務環境改善支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項

(運営)

第 2 各部会の運営については、要綱第 7 から第 11 までの規定を適用する。

(ワーキンググループ)

第 3 各部会には、部会の所掌する検討事項について、専門的かつ具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの委員は、保健医療局長が委嘱又は任命する。

3 ワーキンググループは、各部会長が招集する。

(補則)

第 4 この要領に定めるもののほか、部会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。